

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修実施の取扱いについて

政治資金監査実務に関するフォローアップ研修の実施に当たっては、以下のとおり取り扱うこととする。

1 研修受講者の取扱い

以下の者については、他の受講者の研修の実施に支障がないと認められる場合に限り、研修の受講を認めることができる。

- イ 講義開始後に研修会場に入場し研修を受講しようとする者
- ロ 講義中に研修会場を退場して再度入場し研修を受講しようとする者
- ハ 休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場し研修を受講しようとする者

2 研修参加証明書の交付

研修終了後、希望する受講者に対しては、研修参加証明書を交付する。

ただし、以下の者については、研修参加証明書を交付しない。

- イ 講義開始後、15分程度を超えて研修会場に入場し研修を受講した者
- ロ 講義中に研修会場を退場したまま、一定時間（15分程度以上）にわたり会場に戻らず研修を受講しない者
- ハ 講義中に研修会場への入退場を頻繁に繰り返し、上記ロと同様の状態（十分な研修を受講していない）と認められる者
- ニ 研修終了予定時刻の15分程度以上前に早退した者